

電力入札説明書

富士宮市 総務部

契約管理課・契約係

入札説明書

令和8年1月9日付け富契第1－38号「富士宮市役所庁舎ほか56施設で使用する電力の供給」に係る入札等については、指名通知書、富士宮市物品の購入及び製造の請負に係る入札心得及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によります。

入札説明書及び仕様等について疑義がある場合は、質問書を提出し説明を求めることが出来ます。ただし、入札後に入札説明書及び仕様等についての不知不明による異議及び要望には対応いたしません。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

「富士宮市役所庁舎ほか56施設で使用する電力の供給」

(2) 需要内容及び数量

別添 仕様書のとおり

(3) 供給期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 需要場所

別添 別紙1「需要名称及び需要状況等」中の需要地点のとおり

(5) 入札方法

この入札は、(3)に掲げる期間における概算数量の総価により行います。

2 仕様書等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、仕様書等に質問があり回答を求める場合には、令和8年1月23日（金）までに別紙質問書を総務部 契約管理課に電子メールで提出しなければなりません。

(2) 質問書の提出先

〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地

富士宮市役所 総務部 契約管理課 契約係 電話 0544-22-1121（直通）

メールアドレス：kanzai@city.fujinomiya.lg.jp

(3) 回答

令和8年1月27日（火）までに富士宮市役所 総務部 契約管理課 契約係ホームページ（<https://www.city.fujinomiya.lg.jp/entrepreneur/visuf80000023dp3.html>）で行います。併せて、総務部 契約管理課窓口において文書により閲覧に供します。

(4) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3 入札手続等

(1) 入札方法は、郵便入札による指名競争入札で行います。

(2) 開札の日時及び場所

日時 令和8年2月6日（金） 午前10時

場所 富士宮市弓沢町150番地

富士宮市役所3階 入札室（320会議室）

(3) 入札の提出方法及び提出先

入札書及び入札内訳書を同封し、一般郵便書留又は簡易郵便書留により下記あてに郵送すること。

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地

富士宮市役所 総務部 契約管理課 契約係 行

富士宮市長 須藤秀忠 あて

(4) 入札書提出期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月4日（水）まで

※ 令和8年2月4日（水）24時までに到達した入札書（郵便局のホームページにある郵便追跡システムで確認できたもの）のみ有効です。

4 入札書の作成等

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もらなければなりません。

(3) 入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税（消費税及び地方消費税率の合計は10.0%）込みの契約希望金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は同封する入札内訳書の総計（1年間の合計額）と等しく記載し、入札書はA4、積算内訳書はA3用紙に印刷のうえ、内封筒に入れてください。

(4) 入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費等調整制度（燃料価格調整項）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、入札価格に含めないものとします。

本案件においては、契約期間中であっても、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件（電気需給約款）の見直しが行われた際は、見直し後の燃料費等調整制度（燃料価格調整項+市場価格調整項）で請求していただくことが可能です。なお、上記請求にあたっては、変更協議（変更契約）の手続きは不要です。

(5) 基本料金単価、電力量料金単価を設定してください。また、算出根拠となった入札内訳書は、添付書類として必ず添付（同封）してください。添付（同封）がない場合は、入札金額の記載があつても無効となります。また入札内訳書内に積算誤りがあった場合も無効となります。

(6) 入札参加者は、その提出（郵送）した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(7) 入札書及び入札内訳書を封筒に入れ、別添の封筒記載例のとおりに記載すること。

5 入札・開札の注意事項

(1) 入札の無効

指名通知書、入札心得書及び本入札説明書に記載した参加資格、条件等に違反した入札は無効とします。

(2) 入札回数

入札の回数は1回とします。

(3) 入札の中止

入札参加者が談合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

(4) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出（郵送）するまでは、入札を辞退することができます。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(5) 開札への立会い

入札書の提出は郵送に限りますが、当日立会いを希望する場合は、開札5分前までには会場に入ること。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて開札を行います。

6 落札者の決定

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。（ただし、契約は落札額を構成する単価で契約します。）

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

(3) (2)の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるとき（立会人がいない時）は、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代ってくじを引き、落札者を決定します。

7 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

8 契約書等の作成

(1) 契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と別紙様式による契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を取りかわします。

(2) 契約の相手方とともに契約書に記名押印又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名及びタイムスタンプを付与したときに、本契約は確定します。

- (3) 消費税率及び地方消費税率が変更された場合の契約金額については、双方協議の上、決定するものとし、協議が成立した際には、変更契約を行います。

9 契約条項 別添電力供給契約書（案）、電力供給契約約款のとおり

10 契約金の支払方法

1か月間の使用分について、その一か月分をまとめた請求により支払います。なお、燃料費調整（市場調整分を含む）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、契約金とあわせて請求により支払います。燃料費調整（市場調整分を含む）は、東京電力エナジーパートナー株式会社のベーシックプランにおける最新の調整単価に使用分を乗じた金額を上限とします。最新の調整単価がマイナスの場合は、契約金から差し引きます。

11 契約の条件

本件契約の締結日の属する年度の翌年以降において本件契約に係る富士宮市の歳出予算が減額又は削除された場合、富士宮市は、本件契約を変更し、又は解除することができるものとします。

12 その他

- (1) 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。
- (2) 本入札に係る仕様書を始めとする関係書類については、令和7年1月13日（火）から富士宮市役所 総務部 契約管理課 契約係ホームページ
トップページ > 事業者の皆さんへ > 入札・契約 > 入札案件及び結果 > 電力競争入札案件について（様式及び質問・回答）
(<https://www.city.fujinomiya.lg.jp/1010350000/p004140.html>) で、エクセル形式等のデータファイルで公開しますのでご利用ください。
当該データファイルは、入札のための参考資料として提供するものであり、内容については一切保証いたしませんのでデータファイルの利用は自己責任で行ってください。
なお、本データについては、当該入札以外の目的での使用・複製を禁じます。また、いかなる理由があっても、本データを改ざんして頒布することを禁じます。
- (3) 開札結果については、決定業者に限り電話連絡を行い、応札者名及び応札価格等は富士宮市ホームページに速やかに公開します。